

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

メキシコにおける
会社設立と清算の基本

2022年3月

日本貿易振興機構 (JETRO)

メキシコ事務所

海外調査部

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）メキシコ事務所が現地法律事務所 Takimoto, Cortina, Farell y Asociados.S.C. に作成委託し、2022年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりで あることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。ジェトロおよび Takimoto, Cortina, Farell y Asociados S.C.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ及び Takimoto, Cortina, Farell y Asociados S.C.が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

目次

I. 投資に対する規制.....	1
1. 業種による外資規制.....	1
2. 投資額による規制	2
II. 現地法人の設立	5
1. 会社形態.....	5
2. 会社の組織	6
3. 会社設立の手順.....	7
4. 各手続の概要.....	8
III. 外国会社の支店・駐在員事務所の開設.....	19
1. 現地法人と支店の相違.....	19
2. 支店と駐在員事務所の主な相違.....	20
3. 支店または駐在員事務所開設の手順.....	20
4. 各手続の概要	21
IV. 工場用地等不動産の買収.....	23
1. 不動産買収に対する地域別規制.....	23
2. 現地法人による不動産所有権の取得	23
3. 不動産買収の手順	23
V. 日本企業の出向者及び出張者の在留許可	25
1. 主務官庁と主要関連法令	25
2. 日本人に該当しうる在留許可証（在留カード）の種類.....	25
3. 入国査証（Visa）	26
4. 雇用主登録（Constancia de Inscripción del Empleador）	26
5. テンポラリーレジデントカード（TRT）の取得方法.....	27
6. テンポラリーレジデントカード（TRT）取得の効果.....	29
7. テンポラリーレジデントカード（TRT）の更新.....	30

8. 臨時出入国許可 (Permiso de Salida y Regreso)	30
9. 外国人登録の登録事項変更通知.....	30
10. 帰任時のテンポラリーレジデントカード (TRT) の扱い.....	30
11. 対国家移住庁申請提出のための予約制度.....	30
VI. 人員雇用に関する手続	32
1. 国税庁での FIEL (電子署名) 取得	32
2. 社会保険登録.....	32
3. 対国家労働者住宅基金庁登録.....	33
4. 州の財務省での納税者登録.....	33
5. 会計税務委託契約締結	33
6. 銀行口座開設.....	33
7. 個人労働契約締結	34
8. 個人情報取扱に関する通知.....	34
9. 国家労働者消費基金庁登録.....	35
VII. 会社の清算.....	36
1. 現地法人の解散・清算.....	36
2. 現地法人の解散・清算手続の手順	36
3. 外国会社の支店・駐在員事務所の閉鎖.....	38

はじめに

「メキシコにおける会社設立の基本」は、日本企業がメキシコに現地法人を設立、あるいは支店、駐在員事務所などを開設する際のプロセスや根拠法についてまとめた資料であり、2009年に初版を公開した。2013年版からは会社を清算するプロセスの解説を加え、「メキシコにおける会社設立・精算の基本」とし、今回の改定までは2016年3月付更新版が最新版であった。その後6年が経過し、メキシコ進出を検討する日本企業や進出済みの企業が、メキシコへの進出、あるいはその後の活動の実施に際して考慮すべき法制項目の重要度にも変化が生じたため、今回、現行制度に合わせるかたちで内容の更新を行った。

今回の改定では、メキシコの外資規制、現地法人や支店・駐在員事務所の設立・開設プロセス、不動産の取得に関わる規制と手続き、駐在員及び長期出張者の在留許可取得プロセス、会社の清算プロセスなど従来から盛り込んでいた内容に加え、年々重要度が増してきている「雇用に関する手続」を新たに加えた。

本資料では、単なる法制の解説にとどまらず、実務的な視点から、日本企業、進出日系企業が会社設立や清算プロセスにおける留意点を把握できるような内容とするよう心掛けた。本レポートがメキシコ進出を検討する日本企業や既進出日系企業の皆様の一助となれば幸いである。

2022年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

メキシコ事務所

海外調査部

I. 投資に対する規制

対メキシコ投資を検討する際、最初に考慮すべきポイントの一つに投資に対する規制がある。以下、主な規制について解説する。

1. 業種による外資規制

1994年、旧北米自由貿易協定（NAFTA/TLCAN）が発効し、またメキシコは経済開発協力機構（OECD）への加盟を果たしたが、同年、現行の外国投資法（Ley de Inversión Extranjera、以下「外資法」という）が施行された。この法律の下では、外国資本のマジョリティー参加が原則として自由化され、下記の特種分野を除き、100%外資による現地法人設立や既存法人への資本参入が認められるようになった。

同法は今日まで何度か改正されてきたが、外資規制の観点ではエネルギー改革関連での2014年改正が最も重要である。

現在、外資法が定める外資規制業種には下記のものがある。

(1) 国家に留保される戦略的分野（外資法第5条）

- 憲法第27条第7項、第28条第4項、並びに当該施行法に規定する石油及びその他の炭化水素の開発並びに採掘。
- 憲法第27条第6項、第28条第4項、並びに当該施行法に規定する国の電力システムの計画及び統制、並びに電力の送配電公共サービス。
- 原子力発電。
- 放射性鉱物。
- 電報。
- 無線電信。
- 郵便。
- 紙幣発行。
- 貨幣製造。
- 港湾・空港・ヘリポートの管制・管理・監督。
- その他適用法令が明示的に定める分野。

(2) メキシコ人または会社定款に外国人排除条項を定めるメキシコ籍の会社のみ留保される業種（外資法第6条）

- 旅客、観光または貨物の国内陸上輸送。ただしクーリエ（書類及び小口荷物の輸送）サービスを除く。
- 開発銀行。
- 適用法令が明示的に規定する専門・技術サービスの提供。

上記の活動或いはそれを行う会社への外資参入は、直接的なものもとより、信託、協定の類、ピラミッド方式その他のいかなる方法によっても認められない。ただし外資法第5編の定める中性投資はその限りではない。

(3) 外資参加比率規制業種（外資法第7条）

- 10%まで外資を認める：協同組合。
- 49%まで：爆発物・花火・銃火器などの製造と販売等（銃・工業活動のための爆発物購入または使用および混合物の製造を除く）、国内のみ流通の新聞の印刷と発行、農業・畜産業・林業用の土地を所有する会社のTシリーズ株式、排他的経済水域漁業・沿岸漁業・淡水漁業（養殖業を除く）、港湾総合管理業（API）、海運法に基づく国内航路の水先案内港湾サービス、観光用クルーザーを除く内国海運会社（沿岸・内航路で商業用船舶操縦に従事、または港湾の建設・維持・運営に従事するもの）、船舶・飛行機・鉄道機器の燃料・潤滑油供給、ラジオおよび地上波テレビ放送（ただし、投資相手国内法で同業種に対し投資比率規制を行っている場合は相互主義として49%を超えない範囲で同率とする）、定期便／不定期便の別を問わず国内航空輸送サービス・エアータクシーモダリティの不定期国際航空輸送サービス・特殊航空輸送サービス。

外資が、既述の参加比率を超過して参入することは、直接的投資はもとより、信託、協定の類、ピラミッド方式その他のいかなる方法によるものも認められない。ただし外資法第5編の定める中性投資はその限りではない。

(4) 外資が49%を超えて参入するには、外資委員会の承認を要する業種（外資法第8条）

- 曳航、係留、用船などの港湾サービス。
- 遠洋運輸の船舶操業に従事する海運会社。
- 公共飛行場の認可またはコンセッション会社。
- 幼稚園、小学校、中学校、高校、上級学校の私立教育サービス。
- 法務サービス。
- 公共鉄道輸送サービスの提供と鉄道網の建設・操業・開発。

2. 投資額による規制

(1) 外資法に基づく規制

上記の外資規制業種以外の業種（便宜上「一般業種」とする）においては原則として100%まで外資参入が認められているが、例外として、一般業種であっても既存のメキシコ企業に外資が直接または間接的に49%を超えて資本参加する場合で、その企業の資産総額が、外資法第9条の規定に従い毎年外資委員会が定める価額を上回る場合には、外資委員会の事前承認を得なければならない。

現行の価額は 201 億 8,467 万 1,346.26 メキシコペソであるが、2020 年 5 月 7 日付連邦官報にて公布された第 3 次一般規定によるものである。本来であれば毎年更新される規定だが、2021 年に更新されなかった背景としては、通常は前年の名目 GDP 成長率を基準に増額改定されるどころ、2020 年の名目 GDP 成長率が 4.5%（実質 8.2%）のマイナス成長であったことが影響していると思われる。

(2)連邦経済競争法に基づく規制

メキシコへの投資が、経済競争法上の企業結合(Concentración)を伴うものであり、それが連邦経済競争法（Ley Federal de Competencia Económica）第86条の規定する行為類型と規模に該当する場合には、連邦経済競争委員会（Comisión Federal de Competencia Económica、通称「COFECE」）の認可を事前に取得しなければならない。なお、この規制は外資ばかりでなく内資にも適用される。

ここに言う企業結合とは、競合者、供給者、顧客等の事業者（Agente Económico）の間で行われる企業や株式・持ち分、信託その他の資産の集中を招くような、合併や支配権取得等の行為を意味する。そして自由競争を低迷させ、阻害または妨害する企業結合は違法と見なされ、COFECEによる調査と制裁の対象とされる。

COFECEによる事前審査と認可を得ずに実行された企業結合は法的効力を認められない上に、それに関与した事業者等に対しては厳しい行政上、民事上、刑事上の責任追及が為される。また、COFECE認可取得以前、もしくは経済競争法の定める審査期限満了までに当該企業結合に係る法律行為を会社帳簿に記帳し、公正証書化し、または商業登記所に登記することは固く禁じられている。

COFECEによる事前審査・認可を要する企業結合の類型は下記の通り。

- (ア) 当該契約がどこで締結される（た）かとは無関係に、メキシコにおける価額規模がUMA（注）の1,800万倍を超過する企業結合。それが単一の行為によるものか連続する複数の行為によるものかを問わない。
- (イ) メキシコにおける年間売上高、またはメキシコにおける資産額のいずれかがUMA（注）の1,800万倍を超過する事業者の資産または株式の35%以上の集中を引き起す企業結合。それが単一の行為によるものか連続する複数の行為によるものかを問わない。

(ウ) 複数の事業者による企業結合であって、UMA¹の840万倍を超過する規模の資産、または会社資本金の集中をメキシコ国内で引き起すもの。ただし、当該複数の事業者の単体または合計のメキシコでの年間売上高、若しくはメキシコでの資産がUMAの4,800万倍を超過する場合に限る。なお、それが単一の行為によるものか連続する複数の行為によるものかは問わない。

しかしながら、これらの類型に該当する行為であっても、同一企業グループ内での資本再編など、連邦経済競争法第93条の定めるケースは、COFECEの事前審査・認可を免除される。

¹ UMA とは法定額算定係数 (Unidad de Medida y Actualización) の略号であり、法律が定める諸々の罰金や過料、投資類、何らかの物品や給付金等の価額を算定するための係数であり、2016年に制定された。ちなみにそれ以前は一般最低賃金が、その本来の機能に加えてかかる係数としての機能を持たされていた。UMAの価額は、毎年インフレ率等を考慮の上改定される制度であり、2月1日から翌年の1月31日までが適用期間である。2022年度のUMA(日)は\$96.22ペソ。

II. 現地法人の設立

現地法人設立手続の主要な根拠法は、商事会社一般法（Ley General de Sociedades Mercantiles）（以下「会社法」という）、外国投資法（Ley de Inversión Extranjera）（以下「外資法」という）とその施行規則、並びに商法（Código de Comercio）である。また法人、人の属性といった私法上の基本概念については連邦民法（Código Civil Federal）が重要な法源である。

1. 会社形態

会社法の定める会社形態は次の7種類である。

- ・合名会社（Sociedad en Nombre Colectivo）
- ・合資会社（Sociedad en Comandita Simple）
- ・合同会社（Sociedad de Responsabilidad Limitada : S. de R.L.）
- ・株式会社（Sociedad Anónima : S.A.）
- ・株式合資会社（Sociedad en Comandita por Acciones）
- ・協同組合（Sociedad Cooperativa）
- ・簡易式株式会社（Sociedad por Acciones Simplificada）

これらの内最も採用例が多い会社形態は株式会社（Sociedad Anónima、略号「S.A.」）である。これは日本からの進出事案についても言えることであるが、その理由としては、日本の親会社が株式会社であることが多いため、メキシコの現地法人も株式会社であればその類似性故に、経営陣その他関係者にとって諸事、理解も扱いもし易いことが挙げられる。

また、会社定款を改定せずに資本金を増減できる可変資本制度（Capital Variable、略号「C.V.」）が存在し盛んに利用されるため、結果として採用事例が圧倒的に多いのは可変資本株式会社（Sociedad Anónima de Capital Variable、略号「S.A. de C.V.」）となっている。なお、可変資本制度は他の会社形態にも適用可能であるから、例えば合同会社であれば、可変資本合同会社（Sociedad de Responsabilidad Limitada de Capital Variable、略号「S. de R.L. de C.V.」）となる。

米国からの進出事案では、米国親会社にとっての米国サイドでの税務上の恩典を利用するために、日本の合同会社や米国の LLC(Limited Liability Company)に相当する合同会社（Sociedad de Responsabilidad Limitada、略号「S. de R.L.」）が採用される場合がある。

その税務上の恩典とは、投資先としてのメキシコ現地法人が、米国税法上の人的会社であるなどの一定の要件を満たせば、税務の連結が認められ、メキシコ側で発生した損失の合算により米国親会社の課税所得を圧縮できるというもの。メキシコの合同会社（S. de R.L.）はここに言う人的会社に該当するため、米国親会社の存する州次第ではかかる恩典の活用が可能。ただし、これはあくまでも米国親会社にとっての米国における恩典であり、これによってメキシコ子会社がメキシコの税務申告を免れることができるわけではなく、米国サイドで手続が可能ないわゆる「チェック・ザ・ボックス」による「パススルー効果」は期待できない。

また、米国での活動実績がある日本企業が、メキシコへの進出を検討する際に、米国の専門家に会社設立についてアドバイスを求めると、前述の税務上の理由によらずとも、合同会社の設立を勧められるケースが多い印象である。これは、米国で LLC が使い勝手の良い制度として認知されているために、メキシコでも類似する合同会社形態を選択すれば便利であろうとの単純な理屈によるものと考えられる。確かにメキシコの会社法上も、合同会社は株式会社と比べれば組織が極めて単純であり、資本構成が閉鎖的で実質的には支店として機能している現法の形態としては便利な印象を与える。この点、米国ではそういった単純な会社組織の利便性が際立つ一人会社の設立が認められていることも影響していよう。しかし、メキシコでは下記の簡易式株式会社を唯一の例外として、一人会社が認められていない上に、メキシコの合同会社制度は、株式会社制度に慣れている日本人経営者にとっては馴染みのない概念やルールが多く、何らかの事情で合同会社形態を採用した会社では日本人経営者が不便している事例が目立つ。更には、定款内容をわざわざ株式会社のそれに似せたがために、組織の構成・運用を簡素化できる合同会社のメリットを活用できていない奇妙な現象も見られる。結論として、理由の如何を問わず、株式会社出身の日本人経営者にとって、メキシコで合同会社形態を採用するにはそれなりの割り切りが必要である。

既述の通り、メキシコに現存する会社のほとんどは株式会社であり、次いで多いのが合同会社である。そして他の会社形態の使用例は極めて少ないが、これは株式会社と合同会社が有限責任会社（株主・社員の責任が出資の範囲に限定される会社）であることがその理由であると言える。なお現在、メキシコにはこれら以外に下記の2つの有限責任会社形態が存在するが、いずれも日本の当地進出企業による採用事例は極めて少ない。

投資促進株式会社（Sociedad Anónima Promotora de Inversión、略号「SAPI」）

2005年公布の新証券市場法（Ley de Mercado de Valores）によって制定された新しい有限責任会社の形態。基本的組織は従来の株式会社と同じでありながら、従来の制度の下では禁止や規制の対象であった資本の移動に係る事項の現代化を図り、種類株式の発行や扱いに対する規制緩和や脱退・除名ルールの簡素化によって短期的投機資金の受け入れをしやすくした。ただし、この手の資金の日本企業によるメキシコでの取扱事例は少ないと見られ、よって日本企業によるこの会社形態の採用事例も少ない。

簡易式株式会社（Sociedad por Acciones Simplificada）

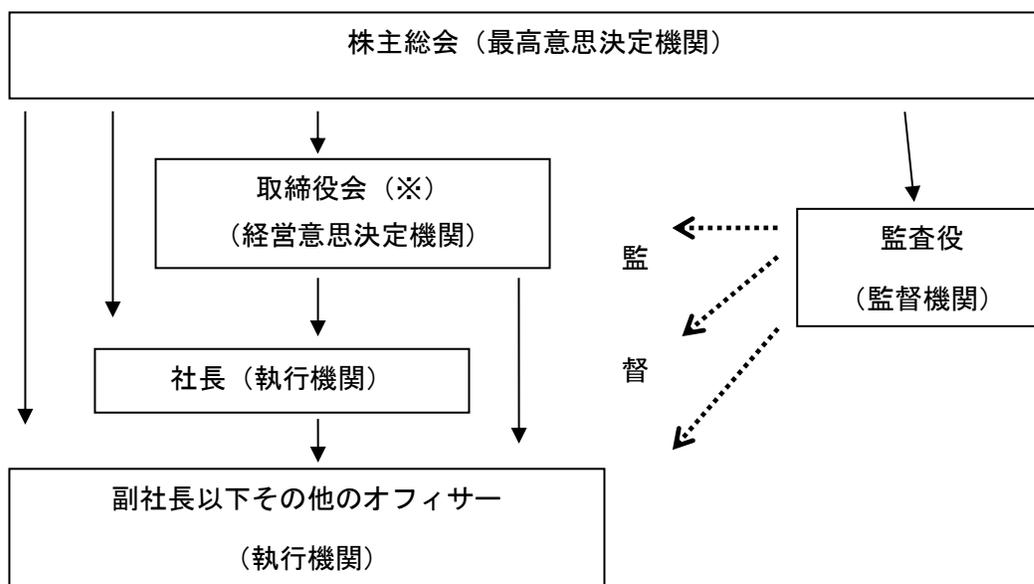
2016年3月14日に公布された会社法改正によって追加された会社形態。株主の責任について（議論の余地はあるが）第一義的には有限責任となっている。この形態では、他の形態では認められていない一人会社の設立が可能。このことは、当地の伝統的社団概念が複数の株主または社員の存在を会社の成立要件としている状況からすれば画期的なことである。ともあれこの会社形態では、株主は自然人（個人）に限定されており、また年間の売上げが629万2,602.41メキシコペソを超過してはならないといった制約があるため、日本企業の当地進出事案においては利用価値に乏しい。

2. 会社の組織

株式会社の組織（機関構成）の基本形は下記図（図1）のとおりである。

なお、矢印（↓）は任免権を示す。

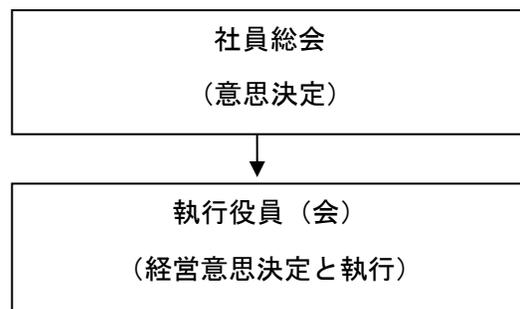
図 1. 株式会社の組織（基本形）



（※）メキシコでは、経営機関について独任制の採用が可能。この場合、取締役会に代えて「唯一代表取締役（Administrador Único）」となる。

一方、先にも触れた通り会社法の規定する合同会社の組織は極めて単純であって、基本形は下記図 2. の通りである。ただし任意で支配人や監査役を置くことはできる。

図 2. 合同会社の組織（基本形）



3. 会社設立の手順

ここでは一般業種の株式会社を例にとって、その設立手続の手順を解説し、また会社立上げに必要なその他の各種手続の概要を紹介する。

なお、メキシコ法上会社設立は一種の契約行為で、方式としては公正証書にする必要がある。すなわち公証人に依頼して会社設立契約を内容とする公正証書を作成してもらい、公証人立会いの下で当事者（発起人株主）がそれに署名し、同時に公証人も署名する。法的にはこれによって会社が成立、すなわち誕生する（「商法上の会社設立」）。

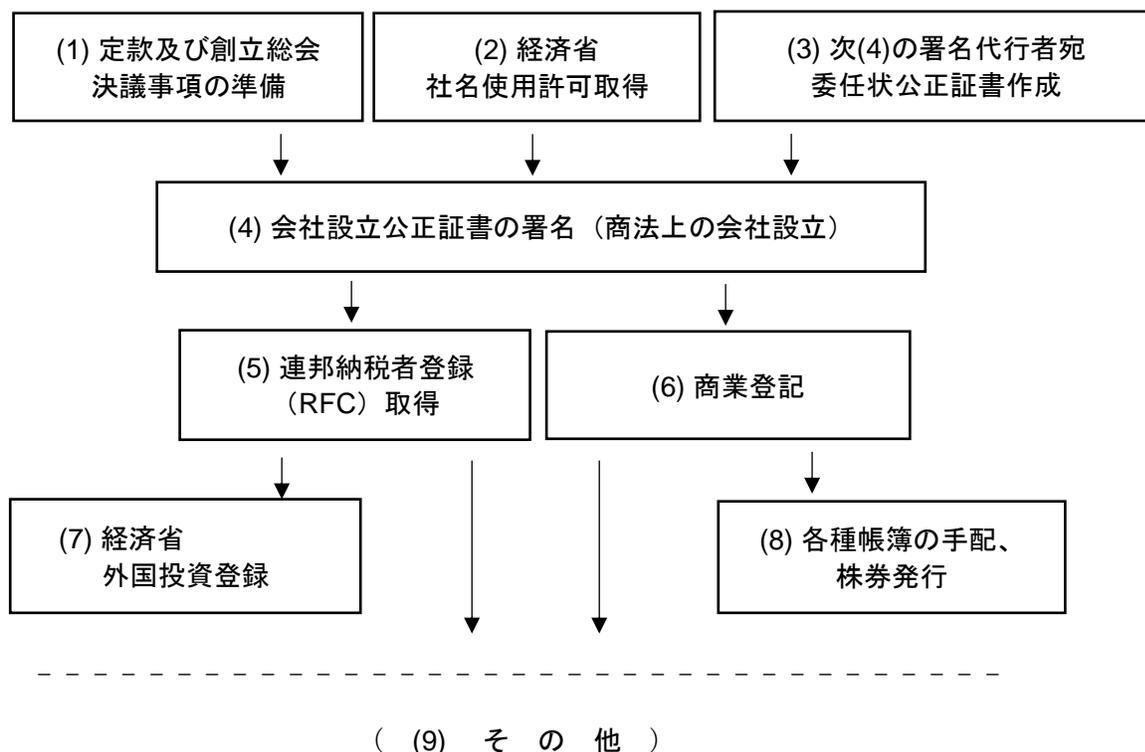
また、会社設立は登記が対抗要件であるから、会社設立公正証書の謄本を使用し商業登記を行う。

更に、会社は「連邦納税者登録（Registro Federal de Contribuyentes、略号「RFC」）がなければ行政手続を含む対外的行為が原則として執り行えない制度であるため、その取得も不可欠である。

これら（「会社設立」及び「商業登記」と「RFC」の取得）は、後述する会社設立基礎手続の中核をなす最重要ファクターであり、その法的確証である「会社設立公正証書謄本（商業登記の証明書付き）」並びに「RFC 登録証」の2つの書類は、会社の設立を証明する上で欠かせない最重要書類であって、会社のIDの役割を持つ。なお、商業登記の証明書（公文書）は後述のとおり商業登記所に提出した会社設立公正証書の謄本に添付される。

会社設立基礎手続の項目と流れを図式化すると下記図3.のようになる。手続は矢印の向きに進展する。横並びで記載する手続は同時並行で実施することが可能である。

図3. 会社設立基礎手続のチャート



4. 各手続の概要

図 3.のチャートを構成する各手続の概要は下記の通りである。

(1) 定款及び創立総会決議事項の準備

図 3.のチャートの (4) で署名する会社設立公正証書の作成を公証人に依頼するに際しては、同公正証書の中核を成す定款 (**Estatutos Sociales**) のドラフト、並びに会社設立当初の資本構成や役員構成、オフィサーの代表権などの創立総会決議事項 (**Acuerdos de la Asamblea Constitutiva**) を決定し、チャートの (2) と (3) の成果物と併せ公証人に提出する。

ア. 定款

定款では下記の事項を定める。

a. 商号 (社名) と会社形態

b. 事業目的

c. 存続期間

2011 年の会社法改正以降は、「無期限」とするのが一般的。

d. 本店所在地 (**Domicilio Social**)

市単位で指定。RFC 取得時に登録する税務上住所 (**Domicilio Fiscal**) と分けて考える必要がある。

e. 国籍、及びいわゆるカルボ条項

会社の国籍はメキシコになる。カルボ条項とは、定款に外国人排除条項を有しない会社、すなわち外資参入を認める会社が例外なく定款に盛り込むことが義務付けられている条項を指す。主旨は、会社の外国人株主等は、同条項の効果として、その出資及び同出資から派生する権利一切に関して内国民と同等の扱いを受けること、並びにそれに関して自国政府の保護を求めないこと、そしてこれに違反した場合には当該権利等をメキシコ国に没収されることに同意するというもの。

f. 資本金額、出資方法、増減資の方式、株式・株券の扱い、およびその登録のルール等

資本金額について、かつては株式会社 5 万メキシコペソ、合同会社 3,000 メキシコペソの法定最低資本金が存在したが、2011 年 12 月の会社法改正によってこれは廃止された。そのため法制上は 2 メキシコペソを資本金として会社を登記することが可能となった (株式の最小単位は 1 メキシコペソであり、最低 1 株式を有す株主が最低 2 名必要であるため)。しかし実務界では公序良俗の観点よりかつての法定最低資本金程度の資本金は設けるべきとの考えが主流である。

可変資本の会社では、定款に最低固定資本を定める義務があるが、可変資本は不特定とするのが一般的である。

g. 株主総会関連事項（成立要件、議決要件等）

株主総会は通常株主総会と特別株主総会の2種類を置く。ここにいう「通常（Ordinaria）」と「特別（Extraordinaria）」は取扱い事項による区別であって、株主総会の開催時期によるものではない。具体的には、定款の改定を伴う事項、または特別な定足数を要する事項を扱うものが特別株主総会である。その他の事項（決算の承認、役員変更、代表権の授権・撤回、可変資本の増減等）は通常株主総会で扱う。

h. 会社の経営形態と経営機関（役員構成、選任方法、任期、権限等）

株式会社の経営機関は取締役会（Consejo de Administración）であるが、独任制、すなわち一人の取締役に全権を委ねる唯一代表取締役（Administrador Único）による経営も認められている。

取締役会を置く場合の取締役の役職名として、筆頭は議長（Presidente）であり、これは必須である。あえて任命をしなくとも、会社法の規定により最初に取締役に選任された者が同ポストに就くことになる。それ以外の取締役の役職名は任意だが、次席を秘書役（Secretario）とするのが一般的である。役職名を付けない取締役は単に取締役（Vocal）と称する。なお、前記2役職のスペイン語名の英訳「President」、「Secretary」は、米国でオフィサー（執行役員）の役職名として使用されることから混同が生じることがある。メキシコの習慣上、これらはいくまでも取締役の取締役会内での役職名であって、オフィサーの役職名とすることは稀である。なお取締役の人数に関して制限はない。

なお、取締役会を置いた場合の取締役の権限について誤解が生じることがある。メキシコの会社法では、取締役の権能は取締役会に出席し、発言すること（発言権）及び議決に際して票を投じること（議決権）のみであって、取締役職への任命によって対外的に単独で代表行為を行う権限が与えられたことにはならない。そうするには後述の代表権授権を別途受けなければならない。

また、メキシコ進出日本企業現地法人の多くは、親会社にならって取締役会を置いているが、登記上は現地法人であっても実質的には支店的機能で活動するケースが多く、そこでは、経営に関する主な意思決定は親会社が行い、それに基づき現地法人責任者が現地でのマネージメントを実施する。即ち、制度上想定されるように取締役会が株主総会に対して厳格な責任を負う形で経営意思を決定するようにはなっていない。そのため少なくとも常態においては、取締役職が名誉職化し、全員が非常勤であるケースが少なくない上に、取締役会を正式に開催することがない会社が多い。これが従来からの傾向であったが、これに対して、昨今の日本における（とりわけ上場企業）のコーポレート・ガバナンス強化の影響により、メキシコ現地法人がその取締役会の役割の明確化や運営規定の制定を親会社から求められるケースが目立つようになってきている。

i. 監督機関

株式会社の場合、監督機関としての（社内）監査役（Comisario）を置くことが必須である。なお、法定の欠格事由は下記の通り。

(i) 商行為について行為能力を欠くこと。

(ii) 会社の使用人（従業員）、または会社資本金の 25%を超過して資本参加している株主（親会社等）の使用人、会社が資本金の 50%を超過して資本参加している他の会社（いわゆる子会社）の使用人であること。

(iii) 会社取締役の血族の内直系の者については無制限、また傍系については四親等以内の者、二親等以内の姻族であること。

j. 会計年度、決算報告、損益処分、法定準備金

現在、メキシコの通常会計年度²は、商法上も税法上も一律 1 月 1 日開始、12 月 31 日終了である。

k. 解散・清算に関する事項（会社清算手続は第VII章を参照のこと）

イ. 創立総会決議事項

下記の事項を検討・決定する。

a. 設立当事者（発起人）の名称または氏名、その代表者または代理人の氏名

メキシコでは株式会社の場合、会社株主が最低二名いることが会社設立・維持の要件である。

b. 会社設立当初の資本金額、その構成、各株主の引受け・払込み状況

会社設立時の資本金は、その少なくとも 20%が現金で払込まなければならない。

c. 第一会計年度（会社設立日が元旦でなければ特別会計年度となる）

d. 経営機関の構成員としての取締役の任命

e. （社内）監査役の任命

f. 執行機関（社長以下のオフィサー）の任命並びに代表権授権

執行機関は、株主総会と取締役会の決議・意思に従い、会社の業務を執行する。執行機関職は取締役職との兼任が可能。メキシコでは日本でいう「代表取締役」という考え方は存在せず、兼任は

² これに対する特別なものとして例えば、清算会計年度がある。

可能であっても経営機関（取締役会とその構成員たる取締役）と執行機関（日常において代表権を行使する社長以下のオフィサー）は分けて考える制度である。

執行機関の役職名は、日常レベルではメキシコでも CEO や CFO 等が好まれる傾向があり、名刺等ではこれらが少なからず使用されているが、公正証書取扱い上外国語の使用に制約があることから、従来から使われて来た社長(Director General)、副社長(Subdirector General)、財務部長(Director de Finanzas)、総務部長(Director de Administración)、工場長(Director de Planta)などが未だに正式レベルでは一般的である。

執行機関は、その任務に相応しい内容と範囲の権限を然るべき方式において与えられなければならない。この点、日本の株式会社制度では、代表取締役の任命を受けた者は、任命が登記さえされれば、法令の規定によって会社の総括的代表的権限（裁判上、裁判外の一切の代表行為を行う権限）を有すると見なされ、有効に権限を行使することができる。これに対してメキシコでは、当該役職への任命と同時に、当該オフィサーが有すべき権限の全項目について根拠法規を含めて明記した文面で代表権授権を公正証書の形式で行い、且つそれを商業登記所に登記しなければ法的に有効な権限の付与とならない制度である³。例えば「全権」に相当する権限を有すべきオフィサーの場合であれば、下記のように大別して 2 種類ある総括的代表的権限（一定カテゴリーの範囲で不特定多数の行為を行うことができる権限）の付与が必要である。

一つは一般的権限と称される権限のグループであり、これには「財産処分権」「経営管理権」「訴訟取立て権」の 3 つのカテゴリーがあり、これら全てが揃って完全な「全権」となる。しかし一つ目の「財産処分権」は日常的会社経営において使用することは稀である上に、会社の重要な資産の処分権を含むデリケートなものであるから、社長に対してさえ授権せずに「経営管理権」と「訴訟取立て権」の 2 つのみで済みます会社が少なくない。

もう一つのグループは、特別委任または特別条項を要する総括的代表的権限であり、すなわち、執行権を与える行為の種類とその根拠法規を具体的に明示した文面での付与が要求される。これに当たるのは、一部の訴訟行為（訴えの取下、裁判官の忌避、和解、裁判における自白・尋問等）、第三者への代表権授権並びにその撤回、小切手等有価証券の取り扱い等である。

ウ．定款と創立総会決議事項準備作業の所要時間

定款と創立総会決議事項の準備に要する時間は、当事者の都合によって差異が生じ得るが、実務経験豊かな弁護士等専門家が提供するひな型に基づく作業の場合で、人事等決定が迅速に行われるならば 2 週間程度で済む。

(2) 経済省社名使用許可取得

設立する会社の商号（社名）の使用には、経済省から事前認可を得る必要がある。使用を希望する社名について事前調査を行い、認可の可能性を確認した上で、正式な申請を行う。

³ 法律上、オフィサーの任命とその代表権の登記は、有価証券取扱いのための権限を除き、2009 年の商法典（Código de Comercio）改正以降任意である。しかし実務界では、右有価証券に関わるもの以外にも要求されるのが普通である。

申請の審理においては、当該使用希望社名全体と同一か、または相当程度に類似する既存社名の存否、または同社名に含まれる固有名称部分（例えば「JETRO」）の社名としての使用前例が存在するか否か、更には同固有名称からなる登録商標の存否も審査される。使用前例が皆無であり、且つ商標権侵害の疑いもない場合、申請提出より 3 週間程度で許可を取得することができる。しかし、同一または類似社名の存在、商標権侵害の疑い等の理由で手続が複雑化した場合には、多くの手続時間が必要となる。

(3) 会社設立公正証書署名代行者宛委任状公正証書の作成

図 3. のチャート (4) の会社設立公正証書署名（商法上の会社設立）の代行をメキシコの弁護士等に委任するための書類。公正証書にする必要がある。

会社設立当事者が、外国の会社である場合には不可欠な手続である一方、自然人については、当事者本人が公証人の面前で図 3. のチャート (4) 会社設立公正証書への署名を実行できる場合には不要。

ア. 日本での手続（法人）

在京メキシコ大使館領事部に作成を依頼する。会社の商業登記現在事項全部証明書や定款にアポステリーユ⁴等の証明書類及びスペイン語訳を付したものを提出書類として準備する必要があるため、準備開始から成果物（委任状公正証書の謄本）を受け取れるまで 1 ヶ月半から 2 ヶ月を考慮する必要がある。

イ. 米国での手続（法人）

米国での手続も、既述の要領でメキシコの在外公館（大使館または領事館）に依頼することが好ましいが、手続を受け付けないことがあるため、その場合には米国の公証人に依頼することになる。所要時間は経験的に大きな差異があり予想が難しい。

ウ. 自然人の手続

自然人の手続は極めて簡単である。メキシコの在外公館、現地（日本や米国）の公証人、あるいはメキシコの公証人のいずれに依頼しても問題なく手続できる。準備期間を含め 1~2 週間を考慮すれば充分。

⁴ アポステリーユ証明とは、公文書の（それが然るべき権限を持つ政府機関によって発給されたものであるという意味での）有効性を第三国の政府等に対して証明するための手段として、取得に手間と時間のかかる同第三国の領事認証に代えて、当該公文書の発行された国の当該政府機関が発給する証明（「アポステリーユ証明」）があれば充分とすることを当該条約（1961 年ヘーグ条約）加盟国間で相互に認め合う制度、並びにこの制度に則って発給される証明を意味する。日、米、墨三国はいずれも条約締約国であるから同三国間では有効。なお、当該公文書の記載内容を証明するものではないため、スペイン語訳は別途手配しなければならない。日本の公文書（例えば、会社の商業登記現在事項全部証明書、公証人の資格証明書、戸籍謄本等）の場合、アポステリーユ証明発給は外務省が行っている。米国では当該州の内務省（Secretary of the State）が発給する。

(4) 会社設立公正証書の署名（商法上の会社設立）

会社設立(契約)の公正証書化を担当する公証人は、図 3.のチャート (1) ~ (3) の書類の提出を受けた後、会社設立(契約)の合法性や当事者の資格といった必要事項を審査して問題がないと判断した場合は、それらを盛り込んだ会社設立公正証書 (*Escritura Constitutiva*) 原本を作成し、当事者またはその代理人に署名させた上で、公証人自らも署名を行う。これによって会社設立契約 (*Contrato Social*) の締結が然るべき方式において実行されたことになり、法律上会社が誕生する (商法上の会社設立)。公正証書原本は公証人が保管する制度であり、行為当事者 (株主) には謄本 (*Testimonio*) が証拠として発給される。

会社設立公正証書の署名によって会社が誕生した後の手続は全て同新会社名で、かつ然るべき権限を有す代表者を介して行わなければならない。また税務申告義務も原則は会社設立の時点から生じる。これは会社設立関連経費の正しい税務上の処理を行う上で重要。

然るべく準備作業を行った上で公証人への依頼を起こした場合、通常、必要書類提出の 1 週間から 1 週間半で公正証書署名を実行でき、それから 1 週間程度で謄本を受取ることができる。

(5) 連邦納税者登録 (RFC) の取得

連邦納税者登録 (RFC) は本来、税籍登録に過ぎないが、かつてよりその登録手続によって国税庁 (SAT) から付与される番号 (RFC 番号) が、会社の背番号の役割を果しており、この登録なくしては、各種行政手続や銀行口座の開設、正規インボイスの発行等を行うことができない。また、そのこととの関係で、登録時に指定する税務上住所 (*Domicilio Fiscal*) は国税庁のみならず、原則としてあらゆるメキシコ政府当局、第三者に対して会社の正規住所として使用されるため、正確に記載する必要がある。

現行制度において、新会社の RFC 登録は、会社設立公正証書作成を担当した公証人に依頼して、同公証人が登録してあるオンラインシステムを通じて手続きする (ただし必要書類は当事者が準備する)。この方法によれば、通常は会社設立公正証書署名の当日またはその翌日には登録証を取得できる。

なお、RFC 手続き時には、業態・経営形態に応じて、会社が負う税務上の義務の項目を特定しなければならない。

(6) 商業登記

契約としての会社設立は、既述の通り会社設立公正証書の署名によって成立するが、それが当事者間ばかりでなく、第三者に対しても効力を持つようにするには商業登記が必要である。登記を欠く会社は不規則な会社と見なされ、例えば、株主の有限責任を第三者に対抗することができない、すなわちそのような効果は生じないから、株主は無限責任を負わされることになる。

商業登記は、会社の本店所在地 (*Domicilio Social*) に該当する登記所で会社設立公正証書の謄本を使用して手続きする。手続完了後、申請者には、提出した会社設立公正証書謄本に登記証明書を付したものが返却される。

かつて商業登記は、手続地によって所要時間に大変なバラつきがあった⁵。通常は完了までに一ヶ月から一ヶ月半が目安とされていたが、何らかの事情で処理が滞ると数ヶ月から1年以上を要し得る厄介な制度であった。かかる状況は未だ一部では健在であるものの、近年、全国レベルでのシステムの統一化とデジタル化が推進され改善が達成されて来ており、申請提出当日の手続完了さえ可能になり始めている。

(7) 経済省外国投資登録

外国資本の参入する会社は一律、外資法並びに同法施行規則の定めるところに従い、外資参入日（外資による会社設立の場合には設立日）より40営業日以内に外国投資登録（通称「外資登録」）を取得しなければならない。経済省外国投資局がその所轄庁である。外資が参入しているにも拘らず外資登録を有しない会社は、法律上は各種法律行為を有効に実行することができない。

外資登録はかつて定期的な報告手続によって年次更新を行う必要があったが、2015年以降進められてきた制度改正により、定期的な更新手続は廃止され、法律が定める登録事項の変更または一定額以上の外国資本の動きがあった場合にのみ四半期または年次の報告を行う制度に変更された。

(8) 各種帳簿の手配、株券発行

会社には会社組織に係る帳簿として、株主総会議事録簿、取締役会合議事録簿、株式登録簿、また可変資本公司であれば資本金増減登録簿を備え置かなければならない。また株式会社は法定要件を充たす株券を発行しなければならない。現在、株券は一律、記名式としなければならない。

(9) その他の必要手続

現地法人の設立・立上げにおいて、上記の基礎手続以外に実行すべき手続の主なものを下記する。なお、これらの中にはあらゆる会社に共通して必須であるものと、各社の業種・業態、経営方針に応じてその要否を判断すべきものがある。

いずれも、手続に着手するには図3のチャートに示す会社設立基礎手続、とりわけ(4)商法上の会社設立、(5)RFC取得、並びに(6)商業登記の三手続が完了していることが前提である。しかし一部例外もあるため、テーマ・事案ごとに手続の詳細と併せ実施のタイミングを検討する必要がある。

⁵ 不動産登記等、商業登記以外の登記を扱う登記所の設置と運営は地方（州）管轄の事項であり、各州の民法や関連法令を根拠とするから、その組織・処理形態はメキシコ合衆国を構成する31州とメキシコ市の間で一様ではなく、登記手数料の算定基準や額も異なる実態である。それに対して商業登記は、連邦法である商法典の当該規定を根拠とする連邦管轄の全国共通制度であるところ、その物理的な設置と運営は、（連邦）経済省が各州政府と締結した協定に基づいて各州の登記所に委ねられている。いわば各州登記所の軒を借りて運営されている状況であり、それが影響してか、本来州の別を問わず一様の処理と対応がなされて然るべきところ、あたかも各州独自の制度であるかのように適用される判断基準と処理形態にバラつきがある実態であった。それが昨今、既述の制度統一化とデジタル化によって改善されてきている。当該システムはSIGER (Sistema Integral de Gestión Registral) と呼ばれるもので、バージョン1.0でスタートし現在はSIGER2.0の普及が進められている。

ア. 社屋関係

- a. オフィス・倉庫・工場等の賃貸借等契約
- b. 工場用地買収（本稿第IV章を参照のこと）
- c. その他：信託契約、建設許可取得、建設工事契約、土地・社屋の取得・使用に関する各種許認可類（開設通知、消防関係、衛生関係、環境アセスメント等）、地租納付、災害保険契約等

イ. 会計・税務関係

- a. FIEL（別名 e.firma）及び Contraseña（パスワード）取得⁶
- b. 連邦税申告開始
- c. 地方税納税者登録、及び申告納付開始

ウ. 会社資本金関係

- a. 銀行口座開設
- b. インターネットバンキングサービス等契約
- c. 増資手続・株式譲渡、等

エ. 日本人出向者等の在留許可（在留許可手続に関しては第V章を参照のこと）

- a. 国家移住庁（INAMI）雇用主登録
- b. 外国人オフィサー等出向者・駐在員の在留許可取得

オ. 雇用に係る手続（初期的な雇用関連手続については第VI章を参照のこと）

- a. 労働契約（個人）
- b. 労働協約（組合）
- c. 社内就業規則および職能訓練、安全・衛生、勤続年数管理、PTU の各テーマに係る 5 つの労使委員会の設置、必要に応じ当該プログラム等の制定・登録
- d. 社会保険庁（IMSS）使用者及び被用者登録
- e. 国家労働者消費基金庁（INFONACOT）登録、等

カ. 通関関係、輸入税に係る優遇措置

⁶ FIEL とは Firma Electrónica Avanzada の略号であり、対国税庁重要手続で使用する納税者の電子署名を意味する。また、これとセットで取得する Contraseña（パスワードの意味）は、連邦税の申告実務等を国税庁のポータルで処理する際に入力を求められるコードである。かつては CIEC の呼称が使用されていた。

- a. 輸入業者登録
- b. 通関士登録
- c. 通関代理店との契約
- d. IMMEX/PROSEC/レグラ・オクターバ/IVA-IEPS 保税認定取得
- e. 輸入在庫管理システムの構築
- f. 認定経済事業者（AEO）登録取得
- g. RFE（戦略的保税地域）ユーザー認可取得、等

キ．外国人出向者本人の手続

- a. CURP
- b. RFC／FIEL
- c. AFORE 契約
- d. 家財道具の輸入通関
- e. 個人名義の銀行口座開設
- f. 自動車運転免許証取得
- g. 住居の賃貸借契約、等

ク．契約関係

- a. 専門家：法律事務所、会計事務所、監査法人等
- b. 各種サービス：電気、水道、ガス、インターネット、警備、クーリエ、清掃、倉庫・運輸、給食等
- c. 事業関連：代理店契約、フランチャイズ契約、技術援助契約、産業財産権（特許・商標等）使用許諾等契約、金銭消費貸借契約、等

ケ．個人情報保護制度関係（対経済省）

適正な情報管理システムの構築、及び「個人情報の取扱いに関する通知（Aviso de Privacidad）」の実施等

コ．マネーロンダリング防止関係（対大蔵公債省）

マネーロンダリングに対して脆弱な営業行為の対象顧客等を特定するための業務、並びに通知義務の履行等

サ．経済競争法関係

- a. 企業結合に関する事前認可取得（第 I 章を参照のこと）
- b. 競争者間情報交換に伴う法律違反リスク回避のための管理システム構築

シ. その他

企業ダイレクトリ（SIEM）登録、対 INEGI 企業情報提供、通信・厚生・運輸・国防・環境等特殊分野の許認可類

Ⅲ. 外国会社の支店・駐在員事務所の開設

メキシコでは外国会社の支店・駐在員事務所の開設も認められている。一般業種の場合、そのための手続の主要根拠法は、会社法、及び外資法、商法、連邦民法である。

1. 現地法人と支店の相違

メキシコに進出しようとする外国会社がメキシコでのビジネスのベースとして組織し得る法的受け皿には大別して、現地法人といわゆる支店⁷の二つがあり、どちらも法定要件を充たす形で設立または開設し、必要許認可類を具備すれば、法律上は問題なくメキシコでのビジネスを展開することができる。

しかしこれら二者には以下のような決定的な相違がある。

まず、現地法人がその親会社とは独立した法人格を有す別法人であるのに対して、支店は法人格については親会社と同一である。この差は親会社の責任の範囲に如実に現れる。例えば外国会社である A 社がメキシコにその子会社として株式会社（有限責任の会社）形態の現地法人を有する場合、同メキシコ子会社の活動に関して生じる A 社の責任は、その株主としての出資（額）を限度とする。一方 A 社のメキシコにおける活動の受け皿が支店である場合、メキシコでの活動の主体は法律上同 A 社自身であるから、メキシコで展開する活動一切に関し A 社は無限責任を負うことになる。

その意味で、余程特殊な事情がない限り無限責任の会社形態での会社設立がなされることがないのに似て、メキシコ進出に際して現地法人設立より支店が好まれるケースは稀であるといえる。

次に、外資法等関連法令において外資の参入する現地法人が概ね内国民待遇となっているのに対し、支店の各種行為・登録の主体は既述の通り外国会社自身、すなわち外国人であるため、一定の不利な差別待遇が避けられない。

さらに、メキシコでの裁判手続（民・商・労等訴訟）において、裁判の相手にとっては、こちら（支店）の訴訟代理人の権限の無効を勝ち取れば、本案を争うまでもなく勝訴に漕ぎ着けることから、相手の訴訟戦略上真っ先に攻撃の対象にされる事項の一つが代表権（証書）の有効性であることは注意を要する。外国会社の支店の場合、後述のとおり、その訴訟代理人を含め会社代表者の権限の大もととなる代表権の授権は、当該本国において同国の法に則って行われるが、それが法律およびそれにまつわる文化、習慣ともメキシコとは著しく異なる日本のような国となれば、メキシコでの使用に堪え得る代表権証書を作成すること自体、本来大変ハードルの高い作業となる。日本で作成された代表権証書も、係争絡みでない一般の行為・手続で使用するならば普通問題にならないが、裁判での使用を考えるととても万全とは云い難いものしか作り得ていないケースが目立つ実情であり、支店形態での進出を検討する際には必ず考慮すべきリスクである。一方、現地法人の場合、設立の段階から会社代表権を含むあらゆる事項がメキシコ法に基づき執り行われるためこのような事は起こらない。

⁷ 支店は一般的にはスペイン語で「sucursal」と称される。また所得税法上の概念である恒久的施設の英語呼称である「PE (Permanent Establishment)」(スペイン語では「establecimiento permanente」)が使用される場合もある。

最後に、外国会社の支店の場合、社会一般における認知度が極めて低いことと、各種法人用手続制度が現地法人を前提として定められているケースが多いため、手続が滞ることが少なくない。それ故に進出形態としての採用にはかなりの割り切りが必要である。

メキシコでのビジネス開始の準備段階として駐在員事務所の開設と運営を選択する日本企業がある。これはビジネス、すなわち営業行為を行うことのできないステータスであるが、上記の、現地法人との対比における支店の不利なポイントは駐在員事務所にも当てはまる。

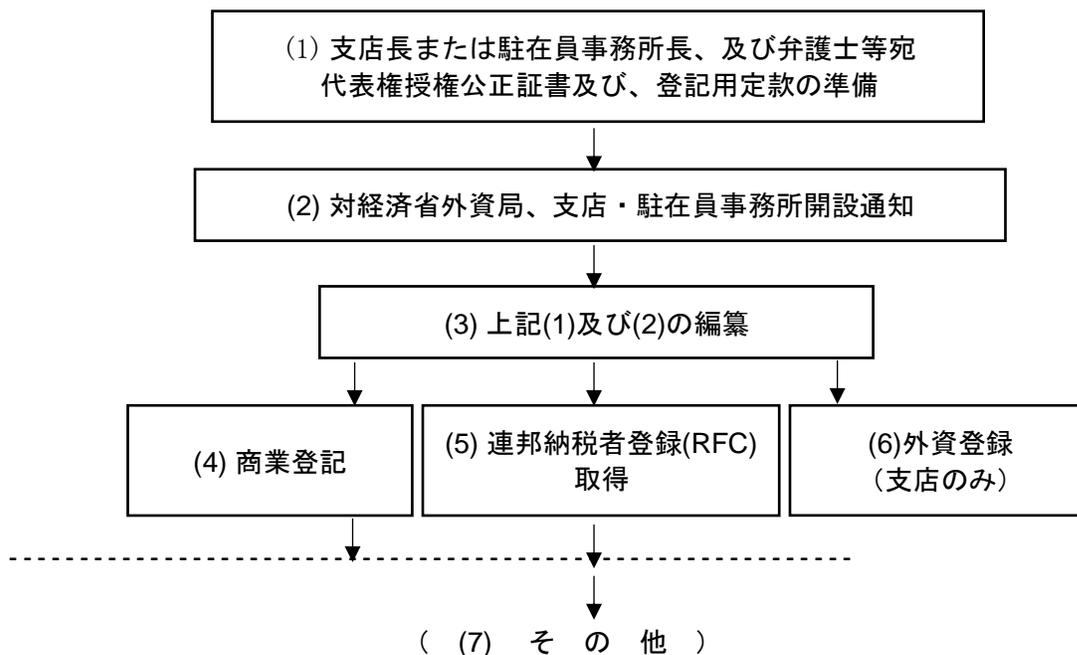
2. 支店と駐在員事務所の主な相違

支店と駐在員事務所は、実は日墨それぞれの法制上明確な定義が確立されているかといえば甚だ疑問である。少なくともメキシコの場合、一部の特殊業種（金融、保険等）を除いては、我々が普通認識するような概念でこれら二つを明確に区別して定義し、それぞれの開設や運営のルールを規定するような制度にはなっていない。そこで日本的通念に基づく誤解を避けるためにも、本稿では当地外資法の分類に従い「メキシコにおいて常態で商行為を営むかを否か」を基準として、それを営む活動拠点を「支店 = Sucursal」とし、そうでないものを「駐在員事務所 = Oficina de Representación」と認識することとする。なお、例えば実施期間が 183 日を超過する建設工事の監理業務について起こるように、税法の規定によって所謂、恒久的施設（通称「PE」）が存在すると見なされるが故に、当該外国企業がメキシコで取得しなければならないステータスは、ここにいう支店である。

3. 支店または駐在員事務所開設の手順

ここでは、日本、または米国の会社のメキシコ支店または駐在員事務所開設に係る一連の手続を概説する。その流れは下記チャートに示す通りである。

図 4. 支店・駐在員事務所の開設手続のチャート



4. 各手続の概要

(1) 支店長または駐在員事務所長および弁護士等宛代表権授権公正証書作成、並びに登記用定款の準備

支店または駐在員事務所開設の第1歩は、開設手続および開設後の経営・管理を誰に委ねるかを本国のルールに則って決定した上で、その者に対してその目的に適う内容の権限（総括的代表権）を授権するための公正証書を作成することである。これは、当該外国会社の所在する土地を管轄するメキシコの在外公館に作成を依頼する。

なお、米国での手続の場合でもメキシコの在外公館に依頼することが好ましいが、これに代えて現地の公証人に依頼するオプションもある。米国の公証人が発行した代表権証書はメキシコの公証人による認証を得る必要がある。

ここで支店長等のメキシコにおける代表者に授権する総括的代表権は、その行使の目的を「支店（または駐在員事務所）の開設及び運営」に限定するのが一般的である。

また、当該外国会社がメキシコにおいて常態で商行為を営むか否か（即ち、支店／駐在員事務所の別）を言明することは必須である。同時に、開設手続の代行を委ねる弁護士等の専門家に対して委託業務の内容に応じた総括的代表権を授権する。

前記の代表権授権公正証書と並んで手配が不可欠な書類に「登記用定款」がある。外国会社はその定款を商業登記所に登記した時点から合法的にメキシコで活動することができるルールであるため、登記用定款を正しく手配することが重要である。具体的には、アポストイーユ証明等の証明書類取得に加え、メキシコの公認翻訳士によるスペイン語訳を作成する。

このステップの所要時間としては、手続地によって差があるものの最低2ヵ月は考慮すべきである。

(2) 対経済省外資局、支店・駐在員事務所開設通知

外国の会社がメキシコで活動するには、商業登記手続に先立って、メキシコ経済省より支店または駐在員事務所開設許可を取得する必要がある。

しかし、2012年8月に連邦官報で公示された経済省決定によって、米国、カナダ、チリ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ウルグアイ、日本、ペルーのいずれかの法律に則って設立された会社は、例外的に前記開設許可取得義務を免除され、これに代えて同経済省決定に基づく通知を実行すれば同許可を得たと見なされる。

このステップは、前記(1)で作成した書類が万全であれば提出書簡の準備を含め1ヵ月程度で完了できる。

(3) 上記(1)及び(2)の編纂

ここでは、支店・駐在員事務所開設という行為を公正証書化するのではなく、単に、当地公証人に依頼し図 4.のチャート (1) 公正証書と (2) 開設通知の確証を一つの公正証書に編纂してもらう。法律上義務付けられている手続ではないが、実務上は現地法人の「会社設立公正証書」に相当する、支店または駐在員事務所の合法的開設を証明する証書として極めて重要にして有用である。作業時間は 1 週間程度。

(4) 商業登記

メキシコにおいて常態で商行為を営む活動拠点である支店は、商業登記がなければ合法的に商行為を行うことができない。一方、駐在員事務所の場合、法律上、登記の要否は議論の分かれるところである。しかし実務上は必須である。

また、法律上登記の対象は当該外国会社の定款のみとされるが、実務上は上記(3)で編纂した公正証書の謄本を用いて登記を実行することで、同時に会社代表者とその代表権の登記を得る。

(5) RFC の取得

支店・駐在員事務所にとっても RFC の取得は必須である。任意の税務署に予約を入れ、指定された日時に代表者自らが出頭し手続を実行する。

税務署との予約はインターネットで行う。予約までの待ち時間は手続の時期次第で大きな差があるが、少なくとも 3~4 週間は覚悟すべきである。

(6) 外資登録

支店の場合に限り外資登録を行う。

(7) その他の主な手続

図 4.のチャートの (1) から (6) までの手続完了の後、その他の手続を実行する。手続の具体的項目は、本稿の II. 4. (9) ア~シと基本的には同じであるから割愛するが、支店・駐在員事務所のステータスでは取得できない許認可類が存在することは注意を要する。当地への進出形態を検討する際に精査すべきポイントである。

IV. 工場用地等不動産の買収

メキシコへの進出に伴い、工場等を建てる土地を買収する上で考慮すべきルールを紹介する。不動産買収、土地の売買の主な法的根拠は、憲法第 27 条と民法の関連条文だが、外資の参加するメキシコ法人や外国法人による買収の場合、加えて外資法及び同法施行規則の関連規定が適用される。なお、外国会社の支店・駐在員事務所は、既述の通り法人格が親会社と同一であるため外国法人として扱われる。

なお、日本では賃借した土地に自らの所有物として建屋を建設することが珍しくないが、当地では原則として建造物は土地の延長と見なされるため、そのようにすると後に建物の所有権に問題が生じる可能性が高い。従って建屋を建設するのであればまず土地の買収を実行すべきである。

1. 不動産買収に対する地域別規制

国家安全保障の観点から、国境沿いの幅 100 キロメートルの地帯、及び海岸線沿いの幅 50 キロメートルの地帯において外国人が不動産を買収し所有権を持つことは憲法によって禁止されている。この地帯は外資法によって規制地帯 (Zona Restringida) として定義されている。その詳細は国立統計地理情報院 (INEGI) が不定期に公表している。

2. 現地法人による不動産所有権の取得

現地法人による不動産所有権取得のルールは下記のとおり。

- (1) 外国人排除条項を有する現地法人
規制地帯を含め、全ての地域において不動産の所有権を取得できる。
- (2) 外資参入を認める現地法人

ア. 規制地帯外

規制地帯外においては不動産の所有権を取得できる。

イ. 規制地帯内

- a. 居住目的以外では、規制地帯内でも不動産を購入することは可能だが、購入後 60 営業日以内に外務省への届出を行う。
- b. 居住目的での不動産の所有権取得は認められない。ただし外務省の事前の許可を得て信託契約を結ぶことで当該不動産を利用することができる。

3. 不動産買収の手順

不動産（土地、または土地+建物）買収の一般的な手順は下記のとおり。

- (1) 物件の選定
規制地帯のルールを考慮の上、物件を選定する。
- (2) 所有者との交渉、予約の締結
選定した物件について所有者（売主）と売買条件を交渉した後、売買本契約に先立って予約を締結する。

予約は、目的物（買収する土地）について一定期限内に売買本契約を締結することを約定する目的であるため、本契約に係る情報を全て盛り込む必要がある。当事者（売主と買主）の情報、目的物の情報、価額と代金の支払い方法、手付の有無とその扱い、目的物引渡しの時期などである。なお、売主負担によるインフラ工事を含む契約とした場合、工事の質や納期不履行が起こることは珍しくないため、予約に罰則条項を設けることは極めて有効である。

なお、予約締結に先立って土地の地目証明書（Uso de Suelo）を確認することは不可欠である。地目が住宅地の土地を工場用地として買収しても工場の建設は認められないからだ。

整備の行き届いた工業団地内の土地購入においては、上記の予約に代えていわゆるレター・オブ・インテント（LOI）の締結で済ませる場合もある。これは予約ほど当事者の権利義務を厳格に規定し得ない簡易式のものであるため法的効力は相対的に低い、簡便性に優れる。

（3）公証人の選定

予約締結後、売買本契約（売買契約公正証書）の作成を依頼する公証人を選定する。不動産売買契約は、公正証書（Escritura Pública de Compraventa Definitiva）にする必要があるからだ。

（4）公証人による調査、公正証書の準備

不動産売買契約の公正証書化を引き受けた公証人は、目的物に関する調査（不動産登記の状況、地籍登録の状態、担保の有無、地租の納付状況、地籍上の査定額等）を実施する。また契約当事者の資格、契約諸条件の有効性を審査の上、問題がなければ公正証書を作成する。

（5）当事者による売買契約公正証書の署名

契約当事者は、公証人から指定を受けた期日に売買契約公正証書への署名を実行する。その際、買主は約定内容に従って代金（手付金支払いがあれば残額）を支払う。また、公証人手数料その他の関連費用を公証人に支払う。これは、公証人の報酬、不動産登記・地籍登録関連行政手数料、不動産取得税、査定費用等からなる。金額は通常、土地代金の3～8%が目安。買主負担とするのが一般的。

不動産取得税は地方税であり、当該不動産の取引額と査定額のうち高額な方の2%程度が目安。州によっては投資インセンティブとして減免措置があるため、事前に確認すると良い。地租納付義務は原則、この公正証書署名の日より買主（新所有者）に移転する。

（6）登記

不動産登記は不動産売買の対抗要件であるため、手続が不可欠である。売買公正証書署名の後、通常は同じ公証人が登記を代行する。登記完了後、その確証の付された売買契約公正証書謄本が買主に渡される。買主にとってはこれが買収した土地のいわば権利書となる。同時に公証人は地籍登録に関わる手続を行う。会社設立公正証書の場合と同様、売買契約公正証書の原本は公証人が保管する制度である。

V. 日本企業の出向者及び出張者の在留許可

1. 主務官庁と主要関連法令

メキシコの在留許可手続の主務官庁は、内務省外局の国家移住庁(Instituto Nacional de Migración、通称「INAMI」または「INM」)である。

在留許可手続制度の主な関連法令には下記のものがある。

- 出入国在留管理法 (Ley de Migración)
- 出入国在留管理法施行規則 (Reglamento de la Ley de Migración)
- 入国査証発給ガイドライン (Lineamientos generales para la expedición de visas que emiten las Secretarías de Gobernación y de Relaciones Exteriores)
- 在留許可手続ガイドライン (Lineamientos para trámites y procedimientos migratorios)
- 在留許可証並びに對国家移住庁申請書式および統計用書式に関する通達 (Circular referente a los Documentos Migratorios y los Formatos de Solicitud de Trámite y Estadísticos del Instituto Nacional de Migración)
- メキシコ外交法 (Ley del Servicio Exterior Mexicano)

2. 日本人に該当しうる在留許可証 (在留カード) の種類

日本人に該当しうる在留許可証は、主に下記の3種類である。

(1) ビジターカード (Tarjeta de Visitante、通称「FMM」)

空港のカウンターや機内で無料配布される FMM を使用して入国審査を経ることで与えられる在留カード。該当する在留資格は就労許可なしのビジター。従って、報酬を得る活動に従事してはならない。

FMM はスペイン語の「Forma Migratoria Múltiple」の略称であり、この「Múltiple」は「マルチ=複合」を意味する。下記の各ステータスで入国する外国人用ビジターカードとして使用される他、外国人の出入国統計用紙としても使用されている。

ビジターカードで入国・在留する日本人の主なステータスは下記の通り。

- ア. 在留期間が 180 日を超過しない出張者 (メキシコで所得を得ない者)
- イ. 在留期間が 180 日を超過しない旅行者
- ウ. 本章第 5.項の(1)及び(2)の査証 (Visa) にて入国する者 (在留期間は 30 日)
- エ. テンポラリーレジデントカード (TRT) 取得目的で入国する帯同家族

(2) テンポラリーレジデントカード (Tarjeta de Residente Temporal、通称「TRT」)

本章第 5.項の(1)または(2)の手続によって取得できる在留カード。形式はプラスチックのカード式。新規取得時は 1 年の有効期限が与えられ、その後の更新で合計 4 年間まで一時的居住者 (テンポラ

リーレジデント)として継続的に在留することが可能。同カード保持者は、メキシコからの出入国の回数・国外滞在期間に制限はない。

なお、2019年12月30日付連邦官報公布の在留許可手続ガイドライン改正によって、TRTは、新規取得時から1年間、2年間、3年間または4年間のいずれかの有効期限を選択して申請することが法律上は認められるようになった。しかしながら実務上は、2年以上の有効期限を申請しても1年間しか与えられないケースがほとんどである(2022年1月現在)。

TRTの日本人対象者は主に下記の通り。

- ア. 在留期間が180日を超過する出向者(メキシコで所得を得る者)
- イ. 在留期間が180日を超過する長期出張者(メキシコで所得を得ない者)
- ウ. 上記ア.またはイ.の帯同家族

(3) パーマネントレジデントカード(Tarjeta de Residente Permanente、通称「TRP」)

永住権保持者に発給される在留カード。米国のグリーンカードに相当。

一時的居住者である外国人が、同資格での最長在留可能期間である4年間が過ぎても在留の継続を希望する場合には、永住権を申請・取得しこのTRPの発給を受けなければならない。形式はプラスチックのカード式。有効期限なし。従事できる活動は合法であれば制限がなく、またメキシコからの出入国の回数及び国外滞在期間にも制限はない。

なお、出入国在留管理法制上の永住者(パーマネントレジデント)の資格を得ることは、税法上のメキシコ居住者(Residente en México para efectos fiscales)になることを必ずしも意味するものではない。それぞれ異なるルールに基づき資格の有無や当否が決められる、全く関連性のない事項である。

TRPの日本人対象者は主に下記の通り。

- ア. テンポラリーレジデント(一時的居住者)として4年間の在留期間が終了したので永住権を申請・取得した出向者
- イ. 永住権を有する出向者の帯同家族

3. 入国査証(Visa)

入国査証(Visa)と在留許可証は混同されやすいが、正確には、前者は一般人については「当該外国人のパスポートは有効であり、入国に差支えないと判断された」旨を領事官等が入国審査官に推薦する文書の類に過ぎず、後者と異なり在留資格を裏付けるものではない。通常はパスポートにステッカーまたはスタンプの形で付される。

日本とメキシコの間では査証相互免除措置により、日本人がメキシコへ商用もしくは観光目的で180日以内の在留期間で渡航する場合、事前に在外公館で入国査証を取得する必要はない。ただし、後述本章第5項の(1)または(2)の手続では取得が必要である。

4. 雇用主登録(Constancia de Inscripción del Empleador)

(1) 概念

雇用主登録とは、外国人を雇用しようとする会社が、事前に国家移住庁に対して申請し取得しなければならない登録。これなくして会社は、後述のインテルナシオン等の各外国人の在留許可手続に関与することができない。

この登録は、会社が係る在留許可関連手続において会社の名において署名を行う会社代表者の登録を兼ねるため、登録後は各種個別手続において、登録証を提示するだけで会社の合法的存在に加えて代表者の資格を証明することができる。

(2) 新規登録

会社設立後オフィサー等外国人出向者・駐在員の赴任を急ぐ会社は、对国家移住庁雇用主登録を早々に手続しなければならない。なお注意すべきは、この手続では、他の多くの行政手続と異なり、必要書類である会社の設立公正証書及び会社代表者の代表権公正証書について商業登記証明書付での提出を求められるため、本稿第Ⅱ章図3.のチャートの(6)「商業登記」の完了を待たなければ申請できないことだ。

申請手続は、会社の税務上住所の所在地に土地管轄を有する国家移住庁の代表オフィスで行う。他の州に支店や出張所があり、そこで就労する外国人のいる会社は、その州に管轄を持つ国家移住庁の代表オフィスで(も)手続を行わなければならない。

(3) 年次更新と変更通知

雇用主登録は毎年更新しなければならない。しかし、更新期限について、また更新を怠った場合の罰則についても明確なルールが存在しないために法的確実性・安全性を欠く制度となっている。

実務上の運用としては、更新には、連邦税年次確定申告(法人は3月末日が申告期限)の写しの提出を求められることから毎年4月が手続月とされている。更新を怠った場合の罰則としては、明確なルールが存在しない以上、メキシコでは行政罰にも適用される罪刑法定主義の観点から当局による罰則の適用は法律上あり得ないが、各種对国家移住庁在留許可関連申請受付の停止が事実上その機能を果たしている。ただし問題は明確なルールが存在しないがためにいつどういう理由で受付の停止が起こるか予想不能であり、そこでは当局による恣意的な処置がなされ得ることが問題である。

登録内容に変更があった場合には、30暦日以内に通知を行う必要がある。この手続は登録の更新として処理されるが、上記年次更新に影響するものではない。

5. テンポラリーレジデントカード (TRT) の取得方法

テンポラリーレジデントカードは、申請者の立場次第で取得方法が異なる。日本人出向者・長期出張者、及びその帯同家族については下記の3つが主な方法である。

(1) 就労許可付 TRT の取得。通称「インテルナシオン」手続

これは、メキシコに新たに出向し現地法人等から賃金や報酬の支給を受ける者に該当する在留資格を取得し、当該在留カードの発給を受けるための手続である。

メキシコ現地法人等が、日本人等外国人スタッフ(出向者)をメキシコに招聘することについて国家移住庁の認可を得ることから手続が始まる。全体としては下記の3ステップから成る。

第1ステップ：基本認可取得

会社が税務上住所を置く州の国家移住庁代表オフィスで申請、認可証の発給を受ける。

第2ステップ：在外公館での面接および査証取得

第1ステップの認可取得より30営業日以内に任意のメキシコの在外公館（大使館又は総領事館、日本の場合には在京メキシコ大使館領事部）に面接の予約を入れ、指定日に本人が面接を受ける。同日中にTRT取得用の査証⁸が発給される。

第3ステップ：赴任とTRT発給申請

第2ステップで取得した査証および機内等で無料配布されたFMM⁹にて渡墨し、30暦日以内に本人の居住地の国家移住庁代表オフィスでTRTの発給を申請する。当局より、書類審査の後期日指定がなされるので、本人が同オフィスに出頭し、指紋採取をされ、本人データ登録票への署名を行う。通常、その場でTRTを受取ることができる。

(2) 長期出張者等の就労許可のないTRTの取得。メキシコ在外公館での手続

これは、例えば日本や米国の会社からメキシコ現地法人等に180日間を超えて派遣される技術者等で、メキシコでは現地法人等から賃金・報酬の支給を受けない者に該当する在留資格（就労許可のないテンポラリーレジデント）を取得し、当該在留カードの発給を受けるための手続である。

手続は、派遣元である日本や米国の会社が、最寄りのメキシコ在外公館に対して、当該派遣員の身分・経済能力を保証の上、同人の在留許可を申請することから始まる。全体としては下記の3ステップから成る。

第1ステップ：在外公館の認可取得

派遣人員の派遣元企業が最寄りの在外公館に申請を行う。メキシコ側受入れ団体（現地法人等）の経済能力証明やインビテーションレターの提出が必要。

第2ステップ：在外公館での面接および査証取得

第1ステップの認可取得に続いて在外公館で派遣人員本人が面接を受け、同日TRT取得用の査証¹⁰を取得する。

第3ステップ：メキシコへの赴任とTRT発給申請

⁸ この査証は180日間有効だが、これを取得した後メキシコに渡航した際には必ず第3ステップのTRTへの切替手続を行わなければならない。このルールに違反した場合、第1、第2ステップの手続は無効になる。しかし、査証取得前であれば第1ステップの手続の途中であってもFMMでメキシコに出張することができる。

⁹ この場合のFMMは、渡航目的がTRT取得に限定された特別用途のものとなるため、入国審査においては必ず第2ステップで取得した査証を提示し、審査官に正しく必要事項を記入してもらうことが重要である。誤って例えばツーリストとして処理された場合、後続のTRT発給申請に深刻な支障をきたすことになる。

¹⁰ インテルナシオンの場合と同様、この査証は180日間有効だが、これを取得した後にメキシコに渡航した際には必ず第3ステップのTRT発給申請を行わなければならない。このルールに違反した場合、第1、第2ステップの手続は無効になる。

第 2 ステップで取得した査証および機内等で無料配布された FMM¹¹にて渡墨し、30 暦日以内に本人の居住地の国家移住庁代表オフィスで TRT 発給を申請する。当局より、書類審査の後期日指定がなされるので、本人が同オフィスに出頭し、指紋採取をされ、本人データ登録票への署名を行う。通常、その場で TRT を受取ることができる。

(3) 出向者等の帯同家族の手続。ビジターカード (FMM) からの TRT への切替

これは「Unidad Familiar (直訳は「家族の絆」)」保護のための制度として、出向者等の帯同家族¹²に限って利用が認められている TRT 取得方法である。

世帯主 (出向者・長期出張者本人) が既に TRT 保持者であることが前提であるため、世帯主本人が利用することは認められない。手続は下記の 2 ステップから成る。

第 1 ステップ：メキシコへの入国

FMM を使用してツーリストとして入国。

第 2 ステップ：TRT への切替

FMM の有効期限 (通常は 180 日間)¹³内に、居住地の国家移住庁代表オフィスにて、世帯主の扶養家族として TRT への切替を申請する。申請から TRT 受領までの流れは、既述の(1)インテルナシオン手続並びに(2)在外公館での手続の最終段階である TRT 発給申請と同じである。

6. テンポラリーレジデントカード (TRT) 取得の効果

前述の手続によってメキシコでの在留資格の証明書としての TRT が取得できれば、本稿第 II 章第 4 項の (9) のキ. に掲げる外国人本人の手続を行うことが可能になる。もっとも、メキシコの全住民の一人一人を識別するための番号である「CURP (Clave Única del Registro de Población=住民登録単一コード)」は、TRT 発給時に自動的に付与され、同カードに記載される制度である。

なお、現行出入国在留管理法制下では、外国人がメキシコ現地法人等の会社代表権を行使するためには、国家移住庁による特別な認可の取得は不要であり、TRT や TRP でなくとも有効な FMM によって合法的在留が証明されれば十分であるとの見解を国家移住庁が示しているにもかかわらず、一部の当局や民間団体は従前の制度・習慣に従い、TRT または TRP の提示を現在でも要求している。

¹¹ インテルナシオンの場合と同様、この FMM は、渡航目的を TRT 取得に限定した特別用途のものとなるため、入国審査においては必ず第 2 ステップで取得した査証を提示し、審査官に正しく必要事項を記入してもらうことが欠かせない。誤って例えばツーリストとして処理された場合、後続の TRT 発給申請に深刻な支障をきたすことになる。

¹² 帯同家族の TRT 取得方法としては(1)インテルナシオン手続および(2)メキシコ在外公館での手続のいずれもが適用可能だが、この(3)「FMM から切替え」が帯同家族の作業負担が最少であることから採用事例が最も多い。

¹³ ツーリストとして FMM にて入国する際、長年にわたってほぼ一律入国審査官が在留期間として 180 日と FMM に記入していたが、2021 年半ば以降、審査を受ける外国人本人が何も言わないと 30 日や 60 日といった短い期間を記入されてしまう事案が増えている。

7. テンポラリーレジデントカード (TRT) の更新

TRTの更新は、有効期限満了の30日前から満了日までの間に申請をしなければならない。1年、2年または3年の更新年数が選べる。更新の度に新しいカードが発給される。一時的居住者の資格での在留期間は最長4年間だが、その後も在留を希望する者はパーマネントレジデントカード (TRP) を申請・取得しなければならない。

8. 臨時出入国許可 (Permiso de Salida y Regreso)

本章第5項のそれぞれの手続の最終ステップ (TRT 発給申請) や第7項の TRT 更新等、メキシコ国内で対国家移住庁手続を実施中、すなわち手元に在留許可証がない状態で国外に渡航する必要が生じた場合には、臨時出入国許可を申請・取得しなければならない。許可証は1枚刷りの公文書であり、出入国審査時、在留許可証に代わる書類として使用する。その際、出国と入国のいずれにおいても審査官に同許可証を提示し、スタンプ (出国印/入国印) を押しってもらうことが不可欠だ。

9. 外国人登録の登録事項変更通知

TRT または TRP 保持者は、外国人登録 (Registro Nacional de Extranjeros、略号「RNE」) を有すが、そこでの登録事項のうち、親族法上の地位 (既婚、未婚等)、住所、国籍、職場 (勤務地、勤務先) に変更があった場合、90 暦日以内にそれを国家移住庁に通知する義務がある。違反者は UMA の 20~100 倍の過料が課される。

10. 帰任時のテンポラリーレジデントカード (TRT) の扱い

帰任時の TRT の扱いについては以下の2つのオプションがある。(1)そのまま日本等に持ち帰り失効するに任せる。(2)帰任日、空港等の出国審査官に帰任の旨を告げ、カードを返却する。ただし、会社の方針上問題がないのであれば、Afore 関連等将来の手続において有用たり得ることから(1)を選択し、失効後も大切に保管することが好ましい。一方、(2)を選択する場合には帰任前にメキシコの公証人に依頼してサーティファイドコピーを3~4通作成して大切に保管すべきである。

なお TRP については、当該在留資格 (永住権) が永久的なものであることからメキシコでの出向・駐在が終了し帰任となっても保持するのが普通であるが、既述のサーティファイドコピーについては TRT 同様、帰任前に3~4通作成して保管しておくことが有用である。

11. 対国家移住庁申請提出のための予約制度

2021年8月以降、各国家移住庁代表オフィスにおいて、一部の対国家移住庁申請を提出するには提出日を予約することが必須となった。この予約制度の対象とされている手続は、日本人にとっては主に下記のものがある。

- ・インテルナシオン手続の第3ステップ
- ・長期出張者の TRT 手続の第3ステップ

- ・ 出向者や長期出張者の帯同家族の FMM から TRT への切替
- ・ TRT から TRP への切替
- ・ TRT の更新
- ・ TRT または TRP の再発行
- ・ 外国人登録の登録事項変更通知

この制度の導入当初、予約申込から申請提出日までのいわゆる待ち時間は数日間で済んでいたところ、これは、新型コロナ禍の影響の軽減に伴う在留許可関係申請件数の増加に合わせて数日間から数週間のように長期化するようになり、2022 年度に入ってから、予約申込から指定される申請提出日まで 2~3 ヶ月待たされることが普通になってしまっており物議を醸している。

何故なら、この状況自体手続遅延の原因であるばかりでなく、例えば TRT の更新においては待ち時間中に在留カードの失効が起り、それがその提示を求められる各種行政手続や銀行での手続で有効と認められない問題が発生しているからだ。この点国家移住庁は、この予約には在留カード等の失効を停止する効力があるとしているが、同予約制度自体、当局のクライテリアによるもので確認可能な法令に基づくものではないため、第三者に当該在留カードの有効性を示す術がない。

このような事情から今後各筋から国家移住庁に対して状況改善の要請が寄せられることは間違いないが、本件がいつどのように決着するかは現状では見通すことができない。

VI. 人員雇用に関する手続

この章では、会社立上げ期に人員雇用を開始する上で必要な手続について概説する。なお、これらの手続については、本資料の旧版（2016年3月年発行）においては、第II章第4項の(9)その他の手続（会社設立後に実行する諸手続）の一つとして項目のみを示すに留めていた。なぜなら2021年初までの状況として、新会社自らが慌てて直接雇用を行わなくとも、設立基礎手続さえ済んでいれば新会社として、あるいは場合によっては現地法人設立前であっても親会社名で、第三者の営む労働者派遣サービスを活用すれば必要な人員を雇い入れることが可能であったからである。

しかし、同年4月23日付連邦官報で公布された連邦労働法の改正によって労働者派遣サービスの提供が全面的に禁止され、間接雇用による労働力の調達・確保が不可能となった。その結果、立上げ期の事業計画次第では会社設立基礎手続完了の直後からこれらの手続を実行することが避けられなくなった。

なお、ここで解説する全ての手続が専ら人員雇用のためのものではないことを明らかにしておく。

1. 国税庁での FIEL（電子署名）取得

FIEL（別名 e.firma）については本稿第II章で解説した通りである。同じく同章に解説のある RFC（連邦納税者登録）と並んで極めて重要な手続であり、人員雇用関係以外でも多くの行政手続において使用を求められる。

この手続では、対国税庁（Servicio de Administración Tributaria、略称「SAT」）での会社代表者を登録するが、その者は個人としての RFC と FIEL、及び然るべく公正証書化した会社の総括的代表権を有していることが求められるため、新会社の日本人社長等外国人オフィサーを登録しようとした場合、所要時間が問題となる。その要件の一つである個人の RFC 登録は、原則として同人が就労許可付在留許可を有していることが登録要件の一つであるからだ。

2. 社会保険登録

社会保険法（Ley del Seguro Social）第15条第1項のIの規定により、使用者はその従業員を社会保険庁（Instituto Mexicano del Seguro Social、略称「IMSS」）に登録しなければならない。これは当該従業員の入社日から5営業日以内に実行する必要がある。

上記従業員登録を行うには使用者登録も必要であり、これは最初に雇用が発生した際に手続きする。そのための必要書類は下記の通り。

- (1) 会社の RFC 登録証
- (2) 事業場住所の確証
- (3) 事業場の所在を示す地図
- (4) 会社設立公正証書（商業登記の証明付き）
- (5) 会社代表者の総括的代表権の公正証書（会社設立当初は、上記（4）の公正証書に

含まれているのが普通)

- (6) 会社代表者の身分証明書。外国人の場合パスポートと在留許可証
- (7) 会社代表者の RFC 登録証
- (8) 会社代表者の CURP（住民登録単一コード）登録証

社会保険登録がない状態で従業員を就労させている間に労働災害が発生した場合には重要な金額の罰則金を徴収されることにもなるため、人員を雇い入れたなら上記法定期限内に社会保険登録を行うことが必須である。なおその際、雇用の有無は、連邦労働法（Ley Federal del Trabajo）第 20 条及び第 21 条の規定に従い労働契約書がなくとも従業員が働いている事実があれば法律上雇用が存在すると見なされる点は注意を要する。

3. 对国家労働者住宅基金庁登録

社会保険登録同様、使用者は雇用開始時に、国家労働者住宅基金庁（Instituto del Fondo Nacional de la Vivienda para los Trabajadores、略称「INFONAVIT」）に対して使用者登録、並びに各従業員の被用者登録を雇用開始から 5 営業日以内に手続しなければならない。これは後に雇用する従業員についても同様である。

現在、この手続はシステム上社会保険登録と連動しており、社会保険登録を行えば自動的に INFONAVIT への登録がなされるようになっている。

4. 州の財務省での納税者登録

州税の一つに給与税（Impuesto sobre Nóminas、略称「ISN」）がある。ただし全ての州にこの税制が存在する訳ではない。

会社の事業場が、この税制を有する州に存する場合には、賃金の支払いを開始した翌月の法定申告期日までに州の税務または財務当局への納税者登録を手続した上で申告納付を開始する。登録要件は州によって相違があるが、基本的には上記対社会保険庁使用者登録の必要書類が揃っていれば対応可能であると考えて良い。

5. 会計税務委託契約締結

当地の税制は特殊性が強く、当地の会計税務の専門的知識と処理上のスキルを有す者でないと対応が難しいことから、新規で進出した日本企業の場合、少なくとも立上げ期は、給与計算（各従業員の個人所得税、社会保険料、給与税の計算を含む）を外部の専門家（公認会計士事務所）に委託するケースが多い。

6. 銀行口座開設

人員を雇用すれば賃金を支給する必要がある、また賃金を支払えば従業員の個人所得税（源泉徴収分）、社会保険料、及び必要に応じて給与税を申告・納付する必要も生じる。これらは、治安が極めて悪い当地においては、現金での支払いに代えて、会社名義の銀行口座からの振込とするのが好ましいし、そうすることが常識であるといっても過言ない。

この雇用関係の必要性からだけでも、新会社にとって銀行口座の早期開設は大変重要である。しかし現在、実態としては、日々厳格化する組織犯罪取締のための各種規制によって銀行口座開設のハードルが高くなっており、多大な手間と時間を要する手続となっている。

現在（2022年1月31日現在）当地には日系銀行が2行進出し営業しており、法人名義口座開設自体については早期開設の便宜を図っている。しかし社会保険料や給与税のオンライン納付についてはシステム上対応できていないようであり、その結果、手続上トラブルの多いローカル銀行との口座開設契約が避けられない。

7. 個人労働契約締結

当地の労働法制は、ラテンアメリカ域ではブラジルと並んで労働者保護色が大変濃いと言われている。例えば、雇用関係は、契約が書面で交わされていなくとも、労働の提供とそれを受け入れている事実さえあれば存在すると見なされ、それに基づき使用者は連邦労働法が定める一連の義務を負わされることになる。

その一つに労働条件の書面化がある。そしてその結果、締結が成されて然るべき個人労働契約書が存在しないことは使用者の責任に帰するとされている。

連邦労働法第25条に従えば、労働条件の書面での確認には、以下の事項を含める必要がある。

- (1) 当事者の人定事項（氏名、社名、国籍、年齢、性別、親族法上の地位、CURP、RFC、住所等）
- (2) 労働契約の種類（有期、無期等）
- (3) 労務の内容
- (4) 勤務地
- (5) 就労時間帯
- (6) 賃金額（税引き前）と支払い方法
- (7) 賃金支払日と場所
- (8) 研修プラン
- (9) その他の労働条件（休日、年次有給休暇、その他）
- (10) 労働者の死亡または犯罪に因る失踪の場合の未支払い賃金等の受益者の指名

8. 個人情報取扱に関する通知

会社による人員の雇用において、会社が人員の個人情報を取扱うことは避けられないが、これは個人情報保護法（正確には、私人の占有する個人情報の保護に関する一般法、**Ley General de Protección de Datos Personales en Posesión de los Particulares**、略称「LGPDPPP」）の規制対象であり、使用者は同法の規定に従い「個人情報取扱に関する通知（Aviso de Privacidad）」を作成の上、各従業員にその内容を知らしめ、同意の署名を取得しなければならない。また、同通知は事業場のよく見える場所に掲示する。

9. 国家労働者消費基金庁登録

労働者の消費を支援する目的から国家労働者消費基金庁（**Instituto del Fondo Nacional para el Consumo de los Trabajadores**、略称「INFONACOT」）が創設され、労働者を対象として家電品等様々な物品の低利子での割賦販売を行なっている。2012年の連邦労働法改正時に、使用者が同庁に登録することが義務化された。もっとも雇用に先立って、あるいは雇用開始直後に実施しなければならない手続ではない。

VII. 会社の清算

会社が、何らかの事情によってメキシコからの撤退や活動形態の変更（現地法人から支店・駐在員事務所への変更、またはその逆）を決定した場合、現務の受け皿となっている現地法人なり支店・駐在員事務所は清算しなければならない。具体的には現地法人については解散・清算（Disolución y Liquidación de la sociedad）を、また支店・駐在員事務所については閉鎖をすることになる。この章では、主に、普通業種の株式会社の解散・清算手続を会社法上の手続を中心に外観するが、最終項では外国会社の支店・駐在員事務所の閉鎖にも触れる。

会社清算手続の主要根拠は、会社法及び商法、連邦民法、並びに会社定款の当該ルールであるが、いずれの会社も避けて通ることのできない税務に関する法規、また会社がその業種・業態に応じて有している登録類、及び取り交している債権関係等¹⁴を律するルールも重要である。

1. 現地法人の解散・清算

商法上、現地法人の解散・清算は会社法第 X 章及び第 XI 章の規定に従って手続きされる。会社法の定める会社の解散事由には下記のものがある。

- ・定款に規定する会社存続期間の満了。
- ・会社の主たる事業目的の遂行不能、もしくは完了。
- ・株主の合意。
- ・株主数の欠乏。
- ・会社資本の 3 分の 2 の欠損。

上記の内、株主の合意以外の事由の場合、当該事象が起こったことによって自動的に解散・清算が起こるわけではなく、いずれにせよ株主総会の決議を要する。

2. 現地法人の解散・清算手続の手順

会社法に基づく解散・清算手続は下記の手順で行う。

- (1)解散決議の採択～登記・通知
- (2)清算事務開始～終了
- (3)清算最終貸借対照表の公告
- (4)清算事務と清算最終貸借対照表の承認～登記・通知
- (5)残余財産の分配
- (6)会社の消滅
- (7)清算人による書類保管義務履行

上記の各ステップの概要は以下の通りである。

- (1) 解散決議の採択～登記・通知

会社解散・清算の第 1 ステップは、解散特別株主総会（Asamblea General Extraordinaria de Accionistas de Disolución）の開催である。

この株主総会では、会社の解散および清算人の任命に加え、会社の事情に応じた他の必要事項を議決する。解散特別株主総会の決議事項は公正証書化の上、商業登記所に登記しなければならない。

¹⁴ 具体的手続項目は、本稿第 II 章第 4 項の (9) 掲載。

解散決議の登記によって、会社は清算会社に移行する。このことは会社の目的が常態のものから清算に変わること、また経営権が取締役会から清算人に移管することを意味する。この段階で会社の帳簿類と資産は清算人に引き渡される。

また、会計・税務上も通常会計年度が終了し、税務上特別な扱いとなる清算事務（会計）年度が開始される。

(2) 清算事務開始と終了

清算人は、その任命を受け就任したならば、会社の帳簿類・資産を受け取り、定款もしくは会社法の定めるところに従い清算事務、すなわち残務の処理及び財産の整理に着手する。国税庁に対しては直ちに清算開始を通知する。

清算事務の主な項目は下記の通り。

- ア. 事業活動の終結（懸案のビジネス、契約関係等現務の終了）
- イ. 債権回収（係属中の裁判があれば、債権回収以外のものを含め全て終結させなければならない）
- ウ. 債務弁済（労働債務の清算、すなわち雇用関係終了と退職金の支給を含む）
- エ. 資産の売却による換価
- オ. 各種登録の抹消（商業登記と税籍登録以外）
- カ. 会計税務（清算事務年度に応じた業務を行う）

(3) 清算最終貸借対照表の公告

清算人は、清算事務を結了させた後、清算最終貸借対照表を作成の上公告を行う。同対照表には残余財産分配案を含めなければならない。公告は経済省電子公告システム上で実施する。公告より15日後までの期間、清算最終貸借対照表並びに他の資料、会社帳簿は株主の閲覧に供され、この期間中清算事務に不服のある株主は、清算人に対して意義を申立てることができる。

(4) 清算事務と清算最終貸借対照表の承認

前項の清算事務に対する不服申立期間が申立てのなされることなく終了した後、あるいは申立のあった不服について合意が形成された後、清算特別株主総会（Asamblea General Extraordinaria de Accionistas de Liquidación）を開催して、清算事務、清算最終貸借対照表（残余財産分配案含む）の承認、並びに会社消滅の確認その他の必要事項を議決する。決議事項は公正証書化の上、商業登記所に登記する。

また、国税庁に対して清算結了を通知し、税籍登録（RFC）を抹消する。

(5) 残余財産の分配

清算特別株主総会での承認に基づき、株主への残余財産分配を行う。これは各株主の保有する株券返還と引換えに行われ、返還された株券は廃却する。

(6) 会社の消滅

清算特別株主総会決議事項の登記手続の効果として、会社の商業登記は抹消され¹⁵、またこれによって会社は消滅する。

¹⁵ 法律上、商業登記の抹消により会社は消滅するとされているものの、商業登記については、直近の事例に従えば、登記所の実務処理上、「抹消」名目での登記所証明書が発給されることはなく、また、当該清算会社の登記事項

(7) 清算人による書類保管義務履行

清算人は、清算終了後 10 年間、会社の帳簿・資料を保管しなければならない。

3. 外国会社の支店・駐在員事務所の閉鎖

支店・駐在員事務所の閉鎖に関しては、会社の解散・清算の場合と異なり、そのプロセスを明確に規定したルールは存在しない。これは、メキシコの連邦民法第 2736 条によれば、外国の民間法人の存在、及び権利能力、機能、形態変更、解散、清算、他社との合併は、当該法人設立の準拠法の国の法律により律せられるのであり、すなわち当該他の国の手続が尊重されるため、メキシコ国内法による画一化が為し得ないことに因る。

この状況を踏まえ、また実務上の必要性を考慮した場合、支店・駐在員事務所閉鎖手続の基礎的な内容・手順は下記のように捉えることができる。

- (1) 本国の法制に則った支店又は駐在員事務所閉鎖決議の採択、並びに閉鎖実務を執り行う代表者の任命と同実務執行に要する代表権の授権。これを公正証書の形で行う。(本国で手続)
- (2) 支店または駐在員事務所の現務終了。
- (3) メキシコの経済省外資局への閉鎖通知提出。確証の入手。
- (4) 上記(1)の公正証書及び(3)の確証の編纂。
- (5) 登記の抹消。上記(4)手続の成果物である公正証書を商業登記所に登記し、支店・駐在員事務所の登記を抹消する。ただし認知度の低い手続であるため登記所の対応は一様でない実態である。
- (6) RFC の抹消。国税庁に対して「業務の全面的停止による RFC の抹消通知」として手続する。ただしこれもまた当局の対応が一貫性を欠く実態である。

関連法令の解釈上は、上記(2)の最終段階として最後の税務申告を終え、その翌月にこの「業務の全面的停止による RFC の抹消通知」を行えば済むはずである。しかし実務界では、あたかも会社の清算であるかのごとく清算開始通知、清算最終貸借対照表の公告、及び清算終了通知の実施を要求されるケースが多い。

(本レポートは、2022 年 1 月 31 日時点で有効な法令に基づくものである)

以 上

が直ちに抹消されるわけでもない。既述の清算特別株主総会決議事項公正証書の登記の証明書が登記抹消の役割を果たす運用となっている。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210077>



本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 米州課 中南米班

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL：03-3582-4690

E-mail：ORB-latin@jetro.go.jp